

陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の中止・撤回を求める意見書の提出について

後期高齢者医療保険の窓口負担の2割化中止・撤回を求める 意見書提出についての陳情書

陳情趣旨

2020年12月、全世代型社会保障検討会議の報告を受け、政府は年収200万円以上の人を対象に窓口負担を1割から2割に引き上げることと決定しました。全国で約370万人、後期高齢者のうち約30%に影響するといわれています。政府は2022年度から実施するため、2021年1月の通常国会に提出すると報道されています。

高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活しています。このような実態から働く高齢者も増え、貧困化も広がり、生活保護受給世帯が高齢者の53%を占め、年々増加しています。神奈川県の後期高齢者の72%が所得100万円未満というなかで厳しい生活を強いられています。

後期高齢者医療保険制度は、このような低年金・無年金の高齢者からも保険料を徴収しています。多くの高齢者からは、保険料を含め税負担が重いという声が上がっています。

労働者・自営業者からは、コロナ禍の影響をまともに受け、収入減と将来不安の声が広がっています。非正規雇用労働者は全雇用者比で38%を占め、親の年金を頼りに生活をしている実態もあります。現役世代の負担軽減を理由に窓口負担を実施するとしていますが、さらなる国民負担増につながることを危惧しています。

高齢者の生活実態を考慮しない窓口負担導入は、コロナ禍の中で感染を恐れて受診をためらって健康を悪化させている高齢者にさらなる受診抑制を招きかねず、重症化を懸念する医療従事者の声もあります。コロナ禍で医療崩壊が心配されています。日常的な医療体制を守るために、また高齢者の健康を守るため、窓口負担2割化の中止・撤回を求めて国へ意見書を提出していただきたく陳情するものです。

陳情事項

1. 国に対し、後期高齢者医療保険の窓口負担2割化の中止・撤回を求める意見書を提出してください。

2021年 1月 29日

横須賀市議会議員 板橋 衛 様

陳情第2号 フェリー就航を目的とした行政執行の在り方に関する調査及びフェリーターミナル建設工事の一時中止を求めることについて



みなと振興部の行政執行のあり方に関する調査を求める陳情

陳情の主旨

日頃より市議会の皆様におかれましては、市政発展のために御尽力を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、東京九州フェリー問題について、みなと振興部は就航計画を発表する前から事業者に計画決定について言質を与えていたようです。既に進水式を終えた新造船「はまゆう」「それいゆ」が発注されたのは2019年9月ですが、実際には2018年12月のフェリー就航計画発表までには、フェリー事業者に対し「地元の調整は大丈夫だから、新造船はどうぞ来てください。」とのセールストークがなされていたようです。一方、横須賀港運協会に対しては2019年3月に又、地元住民には2020年2月によく説明を開始しました。2020年5月に田中副市長は横須賀港運協会に対し、「フェリーありきではない。新造船発注は事業者側の判断」と述べておりますが、1隻120億円余りもするとも言われる新船を2隻も確実な見通しもなく事業者側が発注するわけもなく、横須賀市がポートセールスをする中で呼び込んだとの判断が正しいと思われまます。本問題最も問題視しなければならない点は、みなと振興部は事業者とあらかじめ示し合わせて合意のもとの方針を決定したことはあらずとも遠からずであり、その上で利害関係者への事前説明をわざと遅らせ、住民を軽視し、その後一方的に市の方針への理解を迫る強行な姿勢が結果的に露呈してしまっただという点であります。

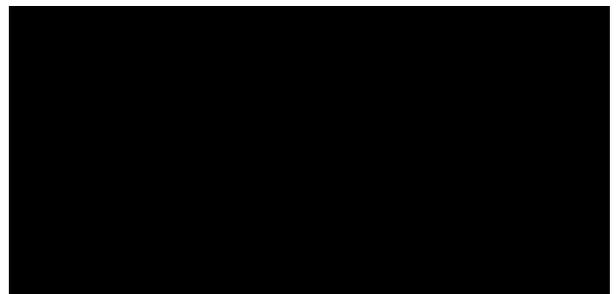
基本構想に掲げた「市民や企業の合意形成の機会を充実し協働してまちづくりに取り組みます。」との推進姿勢が、実際には死文化していると言わざるを得ません。しかも、港湾審議会を無視し法手続きをも軽視する遵法意識の欠如も見逃せません。今回の横須賀市は行政の裁量権がすべて優先されるという一貫した姿勢を取り続けていますが、行政の裁量権が許され、認められるのは「動機善なりや私信なかりしか。」の言葉の如く、かりにも市民に苦痛や悩みを与えることのないことと横須賀市政発展と市民の安寧が図られることが大前提であることをあえて申し上げておきます。

陳情の項目

- 1, みなと振興部のフェリー就航を目的とした行政執行のあり方に関する調査を求めること。
- 2, 現在、横須賀市が調査中の経済効果問題、夜間の騒音・照明等の環境問題、市内渋滞による交通網崩壊問題等の内容が住民に説明されるまで横須賀新港に建設中のフェリーターミナル建設工事を一時中止すること。

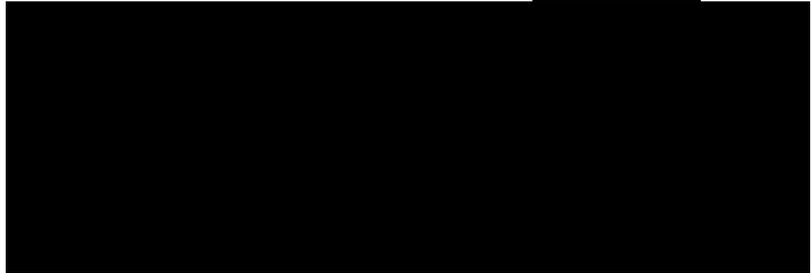
令和3年2月3日

横須賀市議会議員
板橋 衛様



2021年2月4日

横須賀市議会議長 殿



後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める 意見書提出の陳情書

【陳情趣旨】

12月14日、菅首相が議長の「全世代型社会保障検討会議」が最終報告を出し、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担について2割負担を導入することを盛り込みました。12月15日には、菅内閣が閣議決定しました。

最終報告は、2割負担の対象を、単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上とし、約370万人、実に約30%の人が該当します。開始は2022年10月から23年3月までの間としました。

こうした負担増に対して、8月6日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会が政府に提出した「後期高齢者医療制度に関する要望書」では、後期高齢者医療制度の「財政負担のあり方を検討するに当たっては、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、高齢者だけが負担増とならないよう、十分な対策を講じること」とし、「後期高齢者の窓口負担については、高齢者が必要な医療を確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等考慮し慎重かつ十分な論議を重ねること」と表明しています。老人クラブや医療関係団体から負担増についての検討中止を求める意見が相次いで出されています。

神奈川県の後期高齢者は54.9%が所得なしで、所得100万円未満は71.9%と厳しい生活を強いられています(2018年度)。75歳以上の受診回数は、75歳未満と比べて外来で2.4倍、入院で6.2倍となっています。コロナウイルスの感染が広がるもとで、高齢者の医療への受診控え、介護の利用控えが起きています。その結果、神奈川県保険医協会の調査では、重症化・重度化に陥っているという事態が数多く生まれています。医療費の窓口負担の引き上げが行われれば、医療受診抑制が強まり、高齢者の命をも脅かすことになります。

横須賀市議会として、後期高齢者の暮らしと健康、命を守るために、国に対し、後期高齢者の医療費窓口負担の現状を維持するよう意見書を提出していただきたく、陳情するものです。

【陳情事項】

国に対し、「後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること」との意見書を提出すること。

陳情第4号 漁港水域の無許可占有に対する行政対応の検証を 求めることについて



漁港水域の無許可占有に対する行政対応の検証についての陳情

陳情の趣旨

私は、市内に所在するライオンズリゾートマンション芦名の住民で組織する管理組合理事長です。当マンションは、近隣一帯では道路を挟み海側に面している唯一のマンションであり、目の前に広がる静かな海と豊かな自然環境を気に入り、この地で過ごしてきました。しかしながら、2020年8月23日頃より、当マンション住民に事前の相談や工事内容が一切告知されることなく、無断で当マンション目の前の海面に、当マンションに隣接する湘南サニーサイドマリーナ株式会社（以下、『マリーナ』という。）による浮棧橋設置工事（以下、『本工事』という。）が始まり、それ以降、日々本工事に伴う騒音や粉塵、係留されている船舶と浮棧橋の衝突音に悩まされるとともに、当マンションが所有する護岸堤防前の海底が陸地から50cm程度を残して深く浚渫されたことに伴い、護岸堤防の強度不足を深く懸念しています。また、何よりも目の前に広がっていた海面環境が激変したことに困惑している状況です（別紙1および別紙2参照）。

このような工事を陸上で実施する場合は、各種関連法規により工事案内板の設置や騒音等の各種規制が設けられ、また、近隣住民との事前協議が義務付けられていますが、前述のとおり、本工事は当マンション住民への事前告知や協議もないまま着工されたことから、横須賀市みなと振興部にて工事申請状況を確認させていただき、無許可工事であることを確認したうえで、行政指導等の適切な対応を2020年8月28日付け書面にて横須賀市長に求め（別紙3参照）、その後においても適宜行政としての対応を要請してきました。

それにもかかわらず、2020年12月24日に、横須賀市が当該マリーナに対する占有許可を出したことについては強い憤りを禁じ得ず、とりわけ当マンション住民に一切告知されることなく始まった無許可工事が事後に許可されるような状況は、社会通念上、到底容認できるものではなく、一連の横須賀市の対応には重大な瑕疵があると懸念しております。

- ・8月24日に当方が横須賀市みなと振興部水産振興課を訪問した際には、「他人の所有地前に工作物を設置するのであれば、当該所有者の同意を得ることが望ましい」との回答に加え、「市としても対応を検討したい」と述べていたにもかかわらず、現在に至るまで水域無許可占有についての行政指導を行った形跡がなく、また、12月4日には「マンション管理組合の同意はないが、同社に占有許可申請を提出させるつもりである」と何故か変節したこと。
- ・10月12日頃には同社が係留施設の一部を完成させた以降、現在も工事を続行しており、工事が完成した係留施設には無許可で船舶が係留されているにもかかわらず、現在に至るまで撤去命令を発した形跡がないこと。
- ・12月24日に、無許可占有であった係留施設について、後付けで占有許可を出したこと。

以上の経緯を踏まえれば、今般の横須賀市の対応は、当マンション住民の申し入れに対し誠実に対応したとは言いがたく、また、漁港漁場整備法や横須賀市漁港管理条例（別紙4参照）に抵触している疑いが濃厚であり、住民代表が定めた法令に市が則っていないとすれば法の支配が揺らぎます。今こそ住民代表である議会の権能を発揮して調査頂きたく、以下を陳情致します。

陳情項目

- 一、佐島漁港芦名地区の水域占有に関連した2020年8月以降の湘南サニーサイドマリーナ株式会社の行為に対する行政対応を、法令に照らし検証していただきたく陳情します。

2021年2月4日

横須賀市議会議員 板橋衛様

